

鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年鈴鹿市規則第39号）第22条及び鈴鹿市補助金等交付要綱（平成29年鈴鹿市告示第97号）第4条の規定に基づき、鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 鈴鹿市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成15年鈴鹿市告示第57号）に基づいて実施された耐震診断をいう。
- (2) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守る機能を有する構造物（ベッド型シェルターを含む。）で、以下のいずれかに該当するものとする。
 - ア 三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしていること
 - イ 他の自治体において一定の基準を設けて認定しているもの
 - ウ 公的な機関における試験により、現在補助対象としている耐震シェルターと同等以上の性能を有するもの（ただし、製品化されたもの）

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に現に居住する者で、次の各号のすべてを満たす木造住宅に居住している者とする。なお、集合住宅は対象外とする。

- (1) 耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された住宅
- (2) 過去に鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金、鈴鹿市木造住宅耐震補強計画事業補助金及び鈴鹿市木造住宅耐震補強工事等事業補助金の交付を受けていない住宅
- (3) 階数が3階以下で、耐震シェルターを1階に設置する住宅
- (4) 耐震シェルターの設置に関し、所有者の同意が得られている住宅

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条各号の規定を満たす木造住宅内に設置する耐震シェルターの本体及びその設置に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。なお、床下工事等の附帯工事費、食料費、リース契約による設置費、既存物の解体・撤去費、既存物の維持保全及び更新費、通信契約による基本料金、通信費、光熱水費、既存物の維持管理点検費、契約手数料、事務手数料等は対象外とする。

- (1) 耐震シェルターの購入費
- (2) 耐震シェルターの設置費及び輸送費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する耐震シェルターの設置に要する経費の2分の1の額とする。ただし、30万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、住宅1棟につき1箇所限りの耐震シェルターの設置を対象とする。

(交付の申請及び交付決定通知)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震シェルターの設置に係る契約前に、鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該交付の決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付の決定をした場合にあってはその理由を鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項に基づく交付決定通知を受ける前に耐震シェルターの設置に係る契約を行ってはならない。

(申請事項の変更等)

第7条 前条第2項により交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、速やかに鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金変更・中止承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の補助金変更・中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金変更・中止承認通知書（第5号様式）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 交付決定者は、耐震シェルターの設置の完了後、速やかに鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業完了報告書(第6号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、交付決定の日の属する会計年度の3月20日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を確定し、鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書(第7号様式)により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付請求書(第8号様式)により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指導に従わなかったとき。
- (4) 正当な理由がなく、状況報告をせず、若しくは必要書類を提出せず、又は調査を拒んだため、補助対象事業の内容が確認できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付決定者に対する指導)

第13条 市長は、交付決定者に対して、住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年10月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和6年4月1日から施行日までに着手した第3条各号の規定を満たす木造住宅内に設置する耐震シェルターについて遡及適用する。

○ 様式集

様式名	様式番号
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付申請書	第1号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付決定通知書	第2号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金不交付決定通知書	第3号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金変更・中止承認申請書	第4号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金変更・中止承認通知書	第5号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業完了報告書	第6号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付確定通知書	第7号様式
鈴鹿市木造住宅耐震シェルター設置事業補助金交付請求書	第8号様式